

一般社団法人川崎市食品衛生協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人川崎市食品衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を川崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、食品衛生思想の普及及び食品の品質の向上を図るための事業を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業
- (2) 食品衛生の自主管理の推進に関する事業
- (3) 食品衛生の向上に必要な人材の育成に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 川崎市内で食品衛生法に規定する営業を営むものをもって構成する団体であって、この法人の目的に賛同して入会したもの。
 - (2) 特別会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は法人その他の団体。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 前項に定めるもののほか、前項に必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

3 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会しようとする日の1箇月前までに退会の予告をしなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、その代理権を証明する書面を総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決することができる。この場合においては、当該正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時まで当該事項を記載した議決権行使書面書をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議等の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長のほか、会長並びに出席正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般法第91条第1項第1号の代表理事とする。
 - 4 第2項の副会長及び専務理事をもって、一般法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。会長に事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に、任意の機関として若干名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

- 4 参与は、この法人に対して、特に貢献のある者の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 参与は、この法人の運営に関して、意見を述べることができる。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面を理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会長の解職は、特別の利

害関係を有する理事を除く出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経なければ行うことができない。

2 前項前段の場合には、議長は、理事として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 役員の実任免除

(役員の実任免除)

第 3 8 条 この法人は、理事又は監事の一般法第 1 1 1 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 3 9 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 4 0 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 4 1 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければ

ならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金）

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

（事務局）

第46条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は 池谷修司 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。